

船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、入札参加者の資格等を定める公告（以下「公告」という。）に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が、次のいずれかに該当するときは不適格とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に定める別表第1の措置要件に該当するとき。

3 申請者が、次のいずれかに該当する事実があったと認められるときは不適格とすることができる。

- (1) 公告に定める有資格者名簿への登載日前3年以内に、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められるとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、申請書類及びその他の関係資料等を基礎として客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。ただし、随時申請業者については、主観的事項を審査から除外する。

2 既に有資格者となった者で、新たに業種の追加を申請した場合、追加した業種について主観的事項を審査から除外する。

(点数計算による審査)

第4条 客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法第27条の23及び同法第27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値によるものとする。

2 主観的事項に対する付与点数（以下「主観点数」という。）は、別に定める「船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準の主観点数に係る算出基準」に基づき算出するものとする。

(建設工事に関する有資格者の等級別格付)

第5条 建設工事に関する有資格者については、等級別格付は、総合点数（客観点数＋主観点数）に基づき別表第1により行うものとする。

(名簿の作成)

第6条 前条の規定により等級の格付をした有資格者については、建設工事入札参加有資格者名簿を作成するものとする。

- 2 測量・コンサルタントに関する有資格者については、測量・コンサルタント入札参加有資格者名簿を作成するものとする。

(名簿の公表)

第7条 前条に規定する入札参加有資格者名簿は、契約を主管する課及び船橋市入札・契約事務運用マニュアルにて指定する閲覧場所において公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 船橋市建設工事入札参加資格審査基準要綱（昭和40年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日より施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年6月1日より施行する。
- 2 この基準は、令和6年度以降の入札参加有資格者名簿への登載に係る入札参加資格審査申請から適用し、令和5年度以前の入札参加有資格者名簿への登載に係る入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

別表第1 有資格者の等級別格付

種別 等級	土木一式工事 建築一式工事	そ の 他
A	850点以上	800点以上
B	850点未満 750点以上	800点未満 700点以上
C	750点未満 650点以上	700点未満 600点以上
D	650点未満	600点未満